

記号の見方
日時
会場
内容
対象
定員
費用
申し込み
締め切り
持ち物
問い合わせ

FAX
444・0815

八街市人事行政運営等の状況

八街市の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況および職員の給与・定員管理の状況などを市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

なお、市ホームページでも公表する予定です。

問総務課 ☎ 4 4 3 - 1 1 1 3

1. 職員の任免および職員数に関する状況

○採用・退職者数（令和5年度）

採用者数	退職者数
27 人	30 人

○部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）（注）職員数は一般職に属する職員数です。

	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	令和6年	令和5年		
一般行政部門	414 人	416 人	△ 2 人	組織の見直し、マイナポイント事業の終了による減
教 育 部 門	80 人	81 人	△ 1 人	幼稚園の休園に伴う人員配置による減
公 営 企 業 等	55 人	56 人	△ 1 人	組織の見直しによる減
合 計	549 人	553 人	△ 4 人	

○一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
標準的な職務内容	主事補	主 事	主任主事	主査補	係 長	副主幹	課 長	部 長
職 員 数	25 人	57 人	65 人	32 人	61 人	72 人	28 人	10 人
構 成 比	7.1 %	16.3 %	18.6 %	9.1 %	17.4 %	20.6 %	8.0 %	2.9 %
参 考	1 年前の構成比	8.7 %	16.6 %	15.2 %	7.9 %	21.7 %	19.6 %	7.3 %
	5 年前の構成比	6.7 %	12.6 %	13.7 %	15.4 %	24.0 %	17.3 %	3.1 %

- (注) 1. 一般行政職とは、全職員のうち税務、福祉、企業職など以外の業務に従事している職員のことを指します。
2. 職員の職務は、その複雑性、困難性および責任の度合いに基づき1 級から8 級に分類されています。
3. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
4. 構成比は、端数処理の関係で、合計が100%にならない場合があります。

○会計年度任用職員の活用状況（令和6年4月1日現在）

令和6年4月1日現在における会計年度任用職員（フルタイム）の職員数は67人です。

2. 職員の給与の状況

○人件費の状況

人件費とは、一般職に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費などを含む経費の合計をいいます。

令和5年度一般会計決算における人件費の状況は次のとおりです。

住民基本台帳人口 (R6.3.31 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
66,750 人	25,919,600 千円	613,483 千円	4,338,606 千円	16.7 %	16.4 %

○職員給与費の状況（一般会計予算）

令和6年度一般会計当初予算における給与費の状況は次のとおりです。

会計年度任用職員以外の職員

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
560 人	2,047,376 千円	270,808 千円	835,414 千円	3,153,598 千円	5,631 千円

- (注) 職員数は、一般会計における令和6年4月1日現在の一般職の職員の総数であり、職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当などの各種手当（退職手当を除く）をいいます。

会計年度任用職員

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
65 人	160,488 千円	9,752 千円	59,640 千円	229,880 千円	3,537 千円

- (注) 職員数は、一般会計におけるパートタイム会計年度任用職員を除く当初予算上の職員数であり、職員手当とは、地域手当、通勤手当などの各種手当（退職手当を除く）をいいます。

○ラスパイレス指数の状況

	八街市	全国市平均
令和 5 年	99.2	98.6
平成 30 年	99.1	99.1

- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 全国市平均とは、政令指定都市を除く全国の市の平均です。

○職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

会計年度任用職員以外の職員

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
八街市	328,927 円	359,205 円	43.8 歳
国	323,823 円	405,378 円	42.1 歳

会計年度任用職員

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
204,773 円	210,961 円	50.1 歳

- (注) 1. 平均給料月額とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

○職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

卒業後すぐに採用された場合の初任給と、その後引き続き2年間勤務したときの給料月額は次のとおりです。

一般行政職	八 街 市		国	
	決定初任給	採用2年後	決定初任給	採用2年後
大学卒	196,200 円	208,000 円	総合職 200,700 円	総合職 221,100 円
			一般職 196,200 円	一般職 208,000 円
高校卒	170,900 円	181,800 円	166,600 円	176,100 円

○職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	259,831 円	323,650 円	355,300 円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

（注）経験年数とは、学校卒業後すぐに市に採用され、引き続いて勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

○職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

職員には、給料および職員手当が支給されますが、代表的な職員手当の概要は次のとおりです。

区 分	八 街 市	国の制度との異同	支給実績 令和5年度 決算	支給対象地域 八街市全域									
地域手当				支給 率	3 %								
				支給対象職員数	573 人								
				国の制度（支給率）	3 %								
				地域手当 1 人当たり 平均支給年額 （令和 5 年度決算）	112,458 円								
扶養手当	○子 10,000 円 16 歳～ 22 歳の子 1 人 5,000 円加算 ○子以外の扶養親族 6,500 円	同じ	42,095 千円	（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。 									
住居手当	○借家の場合 （家賃が 16,000 円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給	同じ	26,598 千円										
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期代など 55,000 円を上限に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離などに応じて 2,000 円～ 31,600 円を支給	同じ	38,106 千円										
期末手当 勤勉手当	(令和 5 年度支給割合)		同じ	期末 458,932 千円 勤勉 377,257 千円									
	<table><tr><td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.20 (1.00) 月分</td><td>1.00 (1.20) 月分</td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.25 (1.05) 月分</td><td>1.05 (1.25) 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.45 (2.05) 月分</td><td>2.05 (2.45) 月分</td></tr></table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置有（ ）内は特別管理職員の支給割合（行政職 8 級の職員）						期末手当	勤勉手当	6 月期	1.20 (1.00) 月分	1.00 (1.20) 月分	12 月期	1.25 (1.05) 月分
	期末手当	勤勉手当											
6 月期	1.20 (1.00) 月分	1.00 (1.20) 月分											
12 月期	1.25 (1.05) 月分	1.05 (1.25) 月分											
計	2.45 (2.05) 月分	2.05 (2.45) 月分											
退職手当 （注）			同じ	—									
		区 分				自己都合	勸奨・定年						
	支給率	勤続 20 年				19.6695 月分	24.586875 月分						
		勤続 25 年				28.0395 月分	33.270750 月分						
		勤続 35 年				39.7575 月分	47.709000 月分						
		最高限度額				47.7090 月分	47.709000 月分						
	その他の加算措置					定年前早期退職特例措置 （ 2 ～ 20% 加算）							
1 人当たり平均支給額		11,453 千円											

時間外勤務手当	令和5年度決算	支給総額	87,681 千円	令和4年度決算	支給総額	105,030 千円
		職員1人当たり支給年額	153 千円		職員1人当たり支給年額	183 千円

○特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給料等月額	区 分	給料等月額	区 分	令和5年度支給割合	区 分	令和5年度支給割合
給料	市長 830,000 円	報酬	議長 445,000 円	期末手当	6 月期 2.025 月分	期末手当 議員	6 月期 2.025 月分
	副市長 690,000 円		副議長 400,000 円		12 月期 2.175 月分		12 月期 2.175 月分
	教育長 650,000 円		委員長 365,000 円		計 4.200 月分		計 4.200 月分
			議員 355,000 円				

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間および休憩時間の状況

勤務時間などの状況は次のとおりです。
ただし、保育園や中央公民館などの勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

1 週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り		
	始業時間	終業時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

○年次休暇の状況（令和5年度）

平均取得日数
13.3 日

○育児休業・育児短時間勤務
および育児部分休業の取得状況（令和5年度）

区 分	取得者数
育 児 休 業	12 人
育児短時間勤務	0 人
育児部分休業	15 人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況（令和5年度）

○職員の分限処分の状況

心身の故障のため、職務の遂行に支障がある職員などに対しては、公務能率の維持などのために、職員の意に反して降任、免職または休職の処分を行うことができます。

令和5年度には、11 人の職員が心身の故障などにより休職処分を受けています。

○職員の懲戒処分の状況

職務上の義務に違反した職員などについては、公務における規律と秩序を維持するために、戒告、減給などの処分を行うことができます。

令和5年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5. 職員のサービスの状況（令和5年度）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げて専念しなければならないこととされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、さまざまな機会において職員の綱紀の粛正や服務規律の確保の周知徹底を行っています。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況（令和5年度）

職員の資質向上を目的に、庁内において情報セキュリティ研修を実施したほか、各種研修機関などを利用して階

層別研修や専門研修を実施しています。

また、職員の勤務について、必要に応じて能力や実績などに関する勤務成績の評定を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任などを行っています。

7. 職員の福祉および利益の保護の状況（令和5年度）

○職員の福祉および福利厚生

職員の健康管理状態を把握し、疾病などの早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診を実施しています。

職員の福利厚生事業については、市に代わり、八街市職員組合が実施しました。（職員組合への補助金は凍結中です。）

また、出産費助成、育児・介護休暇助成などの給付事業については、県内市町村とその職員が共同で福利厚生事業を運営しています。

（千葉県市町村職員互助会負担金 815,802 円）

○職員の利益の保護の状況

令和5年度における千葉県市町村公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求はありませんでした。